

# □船橋市議会議長選挙及び副議長選挙における所信表明の実施に関する要綱

平成31年2月4日 制定

船橋市議会議長選挙及び副議長選挙における所信表明の実施に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、議長選挙及び副議長選挙における所信表明の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、「所信表明」とは、議長又は副議長への就任を希望する議員が、議長選挙又は副議長選挙において所信を表明することをいう。

(所信表明の機会の設定)

**第3条** 議会は、議長選挙及び副議長選挙を行う場合において、所信表明の機会を設けるものとする。

(議長等就任希望者の責務)

**第4条** 議長又は副議長への就任を希望する議員は、その選挙を行う際、所信表明を行うよう努めなければならない。

(所信表明)

**第5条** 所信表明は、本会議において、議長選挙又は副議長選挙の議事の前に行うものとする。

2 所信表明の申出は、議題となった後、議長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第106条又は第107条の規定により議長の職務を行う者を含む。以下同じ。）の求めに応じて挙手することにより行うものとする。

3 所信表明を行う順序は、くじにより決定するものとする。

(質疑)

**第6条** 議員は、所信表明を行った議員に対し、質疑を行うことができる。ただし、所信表明を行った議員は、質疑を行うことができない。

2 質疑を行う議員は、節度をもって質疑を行うよう心がけるものとする。

3 質疑は、全ての所信表明が行われた後に行うものとする。

4 質疑の申出は、議題となった後、議長の求めに応じて挙手することにより行うものとする。

5 質疑を行う順序は、議長の指名順によるものとする。

(市長等の出席)

**第7条** 議長は、所信表明及び所信表明を行った議員に対する質疑の議事については、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は委嘱を受けた者に対し、議場への出席を求めないものとする。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、所信表明の実施に関し必要な事項は、会派代表者会議に諮って議長が決定する。

附 則

議運資料（6月28日）

この要綱は、平成31年2月4日から施行する。

# □船橋市議会議長選挙及び副議長選挙における所信表明の実施に関する 申し合わせ

平成31年2月4日 決定

船橋市議会議長選挙及び副議長選挙における所信表明の実施に関する申し合わせ

## 1. 所信表明から選挙までの議事

○議長選挙及び副議長選挙における所信表明から選挙までの議事は、おおむね次のとおりとする。

### 1 所信表明

- ①所信表明の申出（挙手）
- ②所信表明を行う順序を決定するためのくじ引き（申出者が1人の場合は、省略）
- ③所信表明
- ④所信表明を行った議員に対する質疑の申出（挙手）
- ⑤所信表明を行った議員に対する質疑（議長の指名順）

### 2 選挙

- ①選挙を行う旨の宣告
- ②議場閉鎖
- ③出席議員数の報告
- ④投票
- ⑤開票
- ⑥当選告知
- ⑦当選者挨拶

## 2. 所信表明を行う順序を決定するためのくじ引き

○くじ引きの方法は、次のとおりとする。

- 1 議席番号の小さい議員から順にくじを引く順序を決めるくじを引く。
- 2 くじ棒には、数字が記載されており、引いたくじ棒の数字が小さい議員から順に、所信表明を行う順序を定めるくじを引く。
- 3 引いたくじ棒の数字が小さい議員から順に、所信表明を行う。

○議長は、くじの結果を、2人の立会人とともに確認するものとする。

## 3. 所信表明

- 所信表明は、演壇にて行う。
- 所信表明の持ち時間は、制限を設けない。

## 4. 所信表明に係る資料の配付及び掲示

○所信表明に係る資料の配付及び掲示の手続等については、次のとおりとする。

- ・所信表明を行う際に資料の配付又は掲示を行いたい議員は、所信表明を行う順序の決定後、直ちに議長にその旨を申し出て、議長の許可を得なければならない。
- ・所信表明を行う際に資料の配付を行いたい議員は、許可の申出を行うときまでに、当該資料

## 議運資料（6月28日）

を60部用意しておくものとする。

- ・議長は、資料の配付を許可したときは、職員をして当該資料を各議員に配付させるものとする。
- ・当該資料については、議会会議システムへの掲載及び傍聴者への配付を行わないものとする。

### 5. 所信表明を行った議員に対する質疑

- 質疑は、全ての所信表明が終了した後に行う。
- 所信表明を行った議員は、全ての所信表明が終了した後、理事者席に移動し、質疑の間、理事者席に着席する。この場合における着席位置は、議長席から見て右側の最前列とし、所信表明を行った順序で、演壇に一番近い席（市長の席）から順に着席する。
- 質疑の方式は、対面方式とする。
- 質疑の持ち時間は、15分（答弁を含まない。）とする。

### 6. 選挙前の休憩

- 所信表明を行った議員に対する質疑の終結後、選挙の議事に入る前に、暫時休憩をとるものとする。この場合において、議員は、自席で待機するものとする。